



平成 27 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 平川 大

(コード：3645 東証マザーズ)

問 合 せ 先 管理部ゼネラルマネージャー 三宅 大祐

(TEL. 03-5790-5261)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 7 月 10 日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社（以下、「JMNC グループ」という。）は、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範等の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として JMNC グループ経営方針を定め、取締役及び従業員はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
 - (2) 管理部最高責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。
 - (3) 管理部最高責任者及び外部の顧問弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度の利用を促進し、法令等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに公益通報者に対する保護も図る。
 - (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定め、不当要求等を断固拒絶するため、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に活動するものとする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

3. JMNC グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
- (2) リスクに関する総括責任者を管理部最高責任者とし、管理部においてリスク情報を集約し、リスクを総括的に管理する。また、特定のリスクが発生した場合、またはその発生が予想される場合は、必要に応じてリスク対策室を設置し、当該リスクに対して迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督する。
- (2) 取締役及び従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の社長は、重要事項については、当社と緊密な連絡相談を行うこととし、子会社に対して適切な経営管理を行う。
- (2) 内部監査担当が、子会社の内部監査を実施することにより、JMNC グループ全体の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査担当である従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。また、当該従業員の人事については、監査役の意見を尊重する。

7. JMNC グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 重要な決裁書類は、全て監査役の閲覧に供する。
- (2) 取締役及び従業員は、「監査役会規則」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - ① JMNC グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ② その他 JMNC グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の報告をした JMNC グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 取締役、内部監査担当、会計監査人は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に、または随時に監査役と意見交換を実施する。

以上